

提案の実現に向け、 提案募集検討専門部会が果たす役割

私は、地方分権改革有識者会議に設置された提案募集検討専門部会の部会長として、地方からいただいた提案の実現に向けた調査・審議を担当しています。提案募集方式は、地方からの提案によって国の制度改正等を実現するものですが、個別の法令や事業は各府省が所管しておりますので、各府省に提案の内容を理解いただき、制度改正等の了解を得ることが不可欠です。このため、制度上の支障や制度改正等によって期待される効果を分かりやすく、かつ、説得力ある形で各府省に示すことが、提案を実現する上で大変重要となります。



法政大学法学部 教授
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会長
高橋 滋氏

そこで、提案募集検討専門部会が、主に法的な観点から、①部会で検討する提案の一つ一つについて内容を精査し、提案のストーリーや論点を明確にするとともに、②提案に対して、各府省が「対応困難」とした回答について、課題や問題点を指摘し、各府省に再検討を促す役割を担っています。各府省の担当者は、制度を見直すことに伴う負担や責任を負う立場であるため、概して提案に対して慎重に考えがちですが、私たち専門部会メンバーは、事務局である内閣府とともに、提案を行った自治体から現場の支障を聞き取り、考えられる論点や対応方針を熟考した上で、地方の立場から各府省と徹底的に議論し、提案の実現を後押しします。

これまで4年にわたって提案募集が行われ、徐々に各自治体に定着してきているとともに、提案の内容も幅広い分野にわたり、法律、政省令から運用通知に至るまで、地方が抱える実際の支障に即した様々な解決策を見出すことができてきました。このような中で、過去の国主導の改革で決着済みとされた案件であっても、地方側から具体的な支障事例を示して提案を行うことで、再び議論のテーブルに乗り、制度の更なる見直しが実現するという「現場に即した改革」の真価が発揮されてきていると感じます。

人口減少、少子高齢化、グローバル化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の実情に合わなくなった古い制度は積極的に見直さなければなりません。提案募集方式を核として、各自治体と地域のNPO、事業者など、地域の様々な方々が協働し、地域の声を提案に反映することを通じて、地域が抱える課題や悩みを解決することができます。このことを広く知っていただきたいですし、私たち専門部会としても地域の主体的な取組を応援してまいります。



提案募集検討専門部会

部会長	法政大学法学部 教授	高橋 滋
構成員	慶應義塾大学法科大学院 教授	磯部 哲
	首都大学東京大学院社会科学研究所 教授	伊藤 正次
	学習院大学法科大学院 教授	大橋 洋一
	成蹊大学法科大学院 教授	小早川光郎
	西南学院大学法学部 教授	勢一 智子
	東京経済大学現代法学部 教授	野村 武司
	東京大学大学院法学政治学研究所 教授	山本 隆司

(平成30年2月末日現在)